

宇治市のかいごほけんだより

2018年4月 No.32
発行 宇治市介護保険課
〒611-8501 宇治市宇治菟野33
電話番号 22-3141(代)
URL http://www.city.uji.kyoto.jp

宇治市高齢者保健福祉計画

・第7期介護保険事業計画を策定しました

すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいをもって、安心して暮らすことのできる地域社会と健康長寿日本一の実現を目指して

平成27年3月に策定した宇治市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の見直しを行い、平成30年4月から新たな計画がスタートしました。本計画(平成30~32年度(2018~2020年度))では、これまでの取組から継続している課題や、現状直面している課題などを踏まえるとともに、中長期的な視点に立ち、平成37年(2025年)を見据えた「宇治方式地域包括ケアシステム」の推進を目指します。

平成37年(2025年)の超高齢社会を見据えて

超高齢社会を迎えた今、高齢者が経験を活かし活躍できる場や仕組みづくりに努め、高齢者が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域社会の実現が一層重要となります。

この実現のためには、まず心身ともに健康であることが重要であり、健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関する施策に力を入れつつ、高齢者の主体的な参画のもと、それぞれの活動や取組が有機的に関わり、発揮できるようにさまざまな支援をおこなっていきます。

また、介護や療養が必要になっても、高齢者の尊厳が守られ、高齢者がその人らしく生活することができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携し一体的に提供していく仕組みに、社会参画、生きがいを加えた「宇治方式地域包括ケアシステム」の推進を図っていきます。

そのためには、高齢者だけでなく、地域のあらゆる住民も役割を持ち、支え合いながら、活躍できるよう、地域共生社会を見据えた地域コミュニティの実現に努めることが重要であり、公的な支援だけでなく、保健、医療、福祉などの関係機関や団体とも連携した地域のネットワークの強化を進めます。

基本理念

- 1 ふれあいと支え合いのまちづくり
- 2 自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

平成37年(2025年)の本市の目指すべき姿



スポーツで体を動かすなどの健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むとともに、介護予防教室等に通い、健やかで充実した生活を送っています。

予防

身近なところに相談窓口があり、自分に合った必要なサービスや支援(生活支援・見守り)を受けています。



介護が必要になっても医療を含めた様々なサービスを利用しながら安心して快適な生活を送っています。

介護

医療

それぞれの生活課題に即応した住まい方が、住み慣れた地域で続けることができます。



生活支援

様々な社会参加を通じて、地域社会の担い手として互いに助け合い、支え合って暮らしています。

社会参画

高齢者一人ひとりが、尊厳を保ちその人らしく自立した生活を送っています。

生きがい

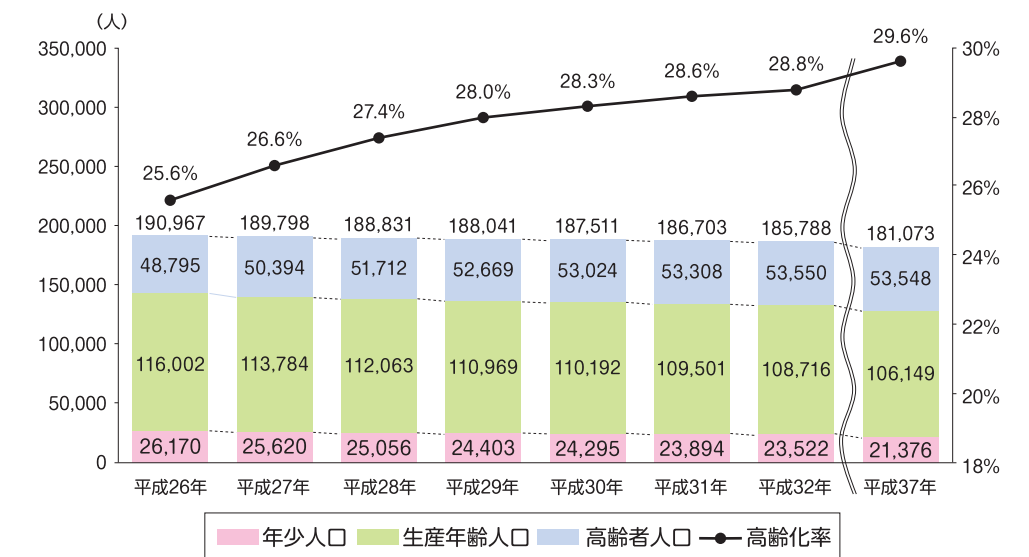
今までの知識や経験を活かして生きがいを持った生活を送っています。



住まい

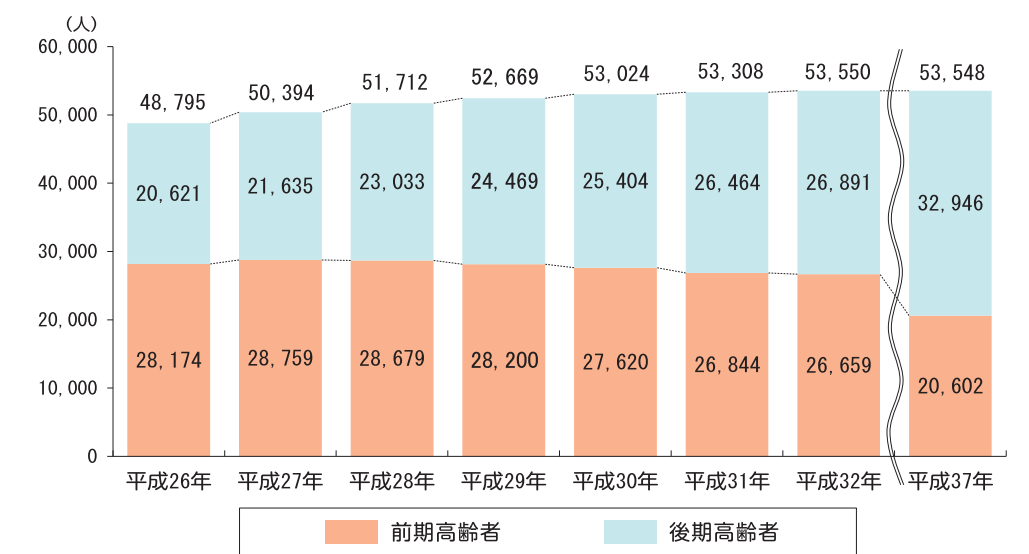
宇治方式地域包括ケアシステムの実現

総人口の推移



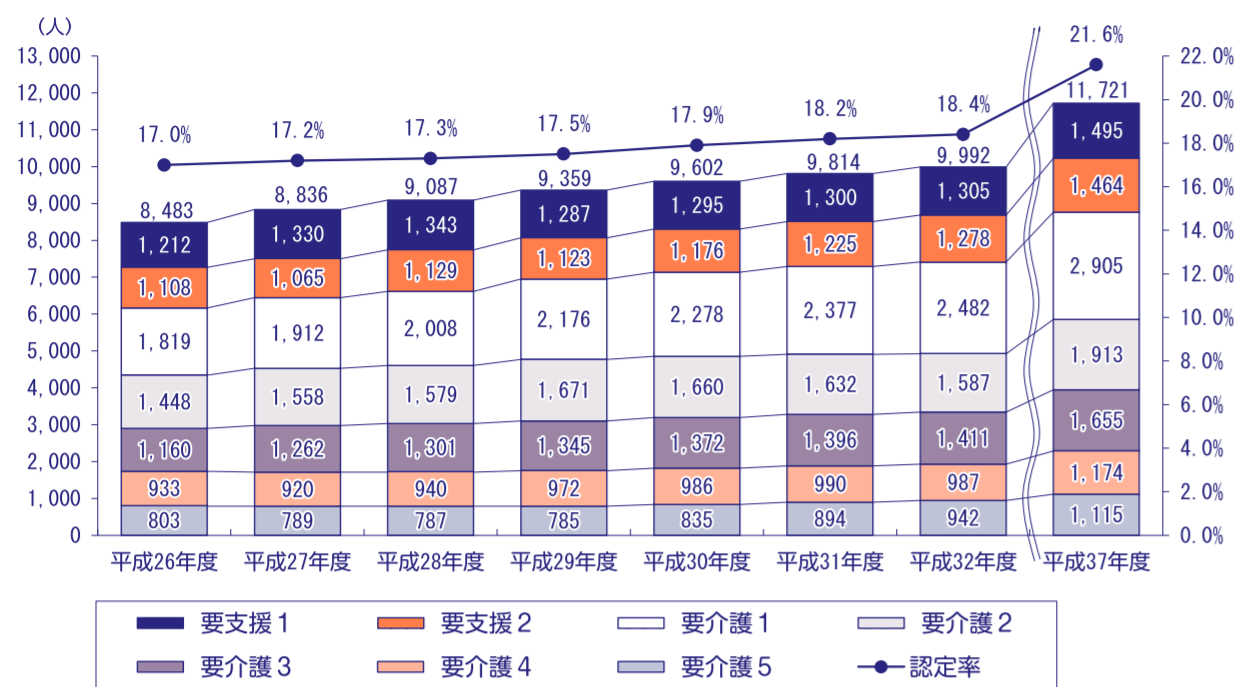
本市の総人口は、年々減少し、平成29年(2017年)は188,041人となっています。人口構成別でみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にある一方、高齢者人口は増加傾向にあります。平成29年(2017年)の高齢化率は28.0%で、平成26年(2014年)から2.4ポイント増加し、今後も上昇していく見込みです。

高齢者人口の推移



本市の高齢者人口は、65~74歳の前期高齢者が平成27年(2015年)をピークに徐々に減少し、75歳以上の後期高齢者は今後も徐々に増加し、平成32年(2020年)には後期高齢者数が前期高齢者数を上回る見込みです。

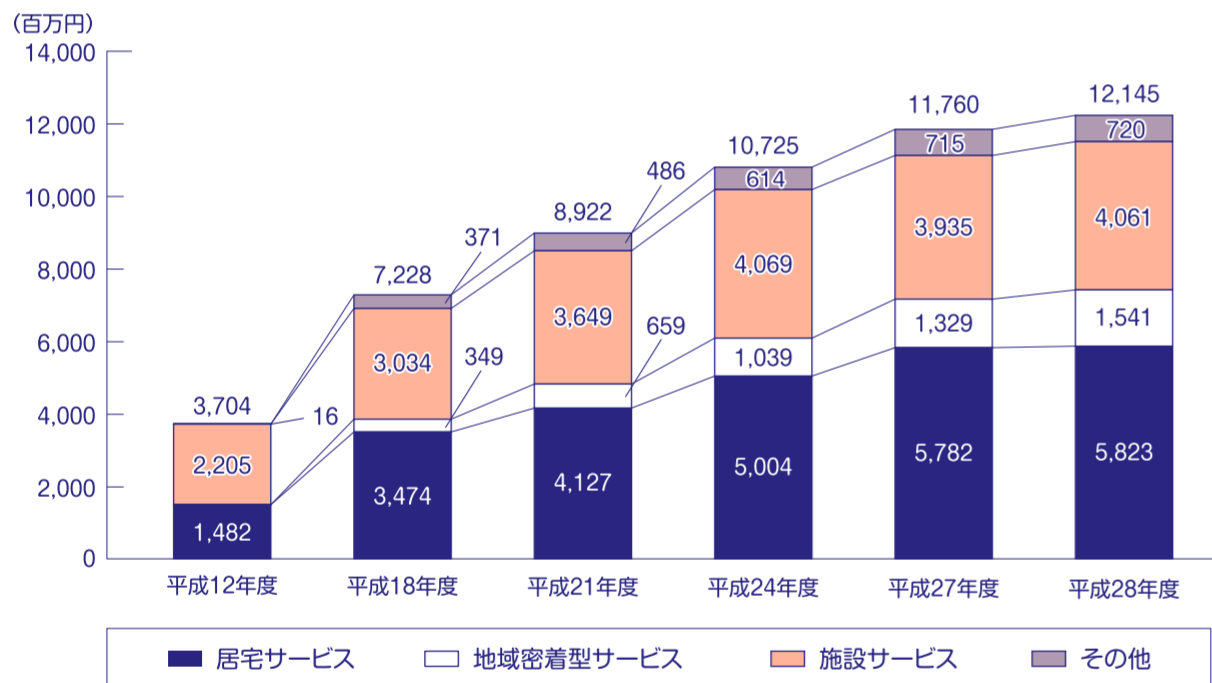
要介護・要支援認定者数の推移



要介護・要支援認定者数は年々増加しており、平成29年度(2017年度)で9,359人となっています。

平成37年度(2025年度)には、後期高齢者人口の増加に伴い大幅に増加し、11,721人になると見込んでいます。

保険給付費の推移



保険給付費の総額は、年々増加を続けており、介護保険制度が創設された平成12年度(2000年度)に比べると、平成28年度(2016年度)は約3倍の121億円になっています。サービス別でみると、平成28年度(2016年度)の地域密着型サービスは平成18年度(2006年度)の約4.5倍の15億円となっており、大きく増加しています。

介護保険制度の主な改正点

団塊の世代が75歳に到達する平成37年(2025年)を見据えて、持続可能な介護保険制度のための地域包括システムの構築を基本的な考え方とし、平成30年度(2018年度)については、以下の改正が行われます。

平成30年(2018年)8月から

○介護サービス、介護予防サービスなどを利用する場合の負担割合について、2割負担の人の中で特に所得が高い人は、3割負担となります。

平成30年(2018年)10月から

○福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。利用者に対して、全国平均貸与価格と事業者の貸与価格の両方の掲示と、機能の説明が義務づけられます。

※平成30年(2018年)4月から価格帯が違う複数の商品の掲示が義務づけられます。

※詳しい内容は今後の「宇治市のかいごほけんだより」または「宇治市政だより」に掲載します。

平成30年(2018年)4月からの第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料が決定しました

●第7期(平成30~32年度<2018~2020年度>)の介護保険料

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第1段階	●住民税非課税世帯で、 ●本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が80万円以下	0.40	24,960円
第2段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.60	37,430円
第3段階	●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	0.70	43,670円
第4段階	●本人が住民税非課税(世帯に課税者あり)で、 ●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.80	49,910円
第5段階	●本人が住民税課税世帯で、 ●本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額(※5)	62,380円
第6段階	●合計所得金額が125万円以下	1.10	68,620円
第7段階	●合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.30	81,100円
第8段階	●合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	102,930円
第9段階	●合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	121,650円
第10段階	●合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10	131,000円
第11段階	●合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25	140,360円
第12段階	●合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40	149,720円
第13段階	●合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55	159,070円
第14段階	●合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70	168,430円
第15段階	●合計所得金額が1,000万円以上	2.95	184,030円

介護保険事業計画は、介護保険法にもとづき3年ごとに見直しを行います。今回、平成30~32年度(2018~2020年度)の介護保険サービス量の推計を行い、第1号被保険者(65歳以上の人)の新しい介護保険料を左表のとおり設定しました。

第7期計画においては、主に次の方策により介護保険料の設定を行いました。

●介護給付費準備基金の取り崩し…取り崩すことで、介護保険料の上昇を抑制しました。

●低所得者への保険料軽減…◎国の標準的な割合より低い割合に引き下げ、負担軽減を行いました。

◎保険給付費及び地域支援事業費の50%とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料軽減を行う仕組みを第6期計画に引き続き設けました。

●住民税課税者層の多段階化…第6期計画での多段階設定を継続し、所得に見合った割合にすることで負担感の軽減を図りました。

※1：老齢福祉年金 …… 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
 ※2：公的年金等収入額 …… 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
 ※3：合計所得金額 …… 純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
 ※4：その他の合計所得金額 …… 上記※3の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額。
 ※5：基準額 …… 各保険料段階において保険料を決める基準となる金額。

市役所職員をかたった還付金詐欺にご注意ください

電話で、金融機関の情報を聞き出したり、金融機関のATM(現金自動預払機)に誘い出したりして、携帯電話で振込操作を指示し、犯人の口座に現金を振り込ませる「還付金詐欺」が多発しています。市役所からは次のような電話はかけません。絶対にだまされないようにしてください。

■電話内容

- ◎医療費または保険料の還付金について〇月〇日に通知を送ったが、手続きがなく、期限を過ぎてしまったので連絡した。
- ◎還付をするので、今すぐ携帯電話を持って金融機関のATMに行ってください。
- ◎銀行の担当職員から連絡をさせるので、銀行名を教えてください。 など

少しでも不審に思ったら、介護保険課や家族、宇治警察署(電話:0774-21-0110)へご相談ください。